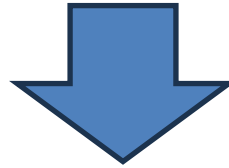


外来医師過多区域に関する対応

外来医師過多区域に関する対応(今回改定の経緯)

令和7年6月13日 閣議決定【骨太の方針2025】

医師の地域間・診療科間の偏在への対応については、経済的インセンティブや規制的な手法といった地域の医療機関の支え合いの仕組みを含めた総合的な対策のパッケージを順次実施し、その効果を検証する。



令和7年12月12日公布 医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)の概要(令和8年4月施行)

【外来医師多数区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等の仕組みの実効性の確保】

- 都道府県から外来医師過多区域の新規開業者に対し、開業6か月前に提供予定の医療機能等の届出を求め、協議の場への参加、地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請を可能とする
- 要請に従わない医療機関に対する医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表、保険医療機関の指定期間の6年から3年等への短縮

外来医師過多区域に関する対応(今回改定について)

<基本的な考え方>

改正医療法に基づき都道府県知事が行う、地域で不足している医療機能等に係る医療提供の要請に応じず、保険医療機関の指定が3年以内とされた医療機関については、機能強化加算や地域包括診療加算等の算定等を不可とする

<具体的な内容>

以下の算定・届出を不可とする

- 機能強化加算、
- 地域包括診療加算、
- 地域包括診療料及び
- 小児かかりつけ診療料の算定
- 並びに在宅療養支援診療所の届出